

平成30年度

看護師等養成課程の学生のみなさんへ

市立敦賀病院

市立敦賀病院 看護師等修学資金制度について

市立敦賀病院は、看護師等養成課程を卒業後、当院で勤務する意思のある学生へ修学資金（条件付給付型修学資金）を貸与します。貸与の条件等については次のとおりです。

<薬剤師修学資金制度概要>

貸与対象者	保健師、助産師、又は看護師養成課程の学生 卒業後、市立敦賀病院で看護業務に（正規職員）従事する意思のある方。
貸与金額	月額5万円
貸与期間	貸付決定の月から養成学校卒業まで
返済免除	卒業後直ちに看護師等資格を取得し、市立敦賀病院に敦賀市病院事業職員として、貸与期間に相当する期間看護師の業務に従事した場合、返還を全額免除します。 期間が短い場合は月単位で一部返還を免除します。
一括返還	養成課程を退学した場合、当院に就職していただけない場合などは、貸与を受けた修学資金について原則として一括返還が必要となります。
連帯保証人	独立の生計を営み、資金の返還等の責任を負うことのできる資力を有する2名の連帯保証人が必要です。
申込受付期間	通年で行っています。
審査方法、結果	書類審査、本人に文書で連絡。
貸付開始時期	貸与決定月の翌月（年度当初の期限までに申請された方は、4月に遡った金額を貸与します。 ※年度当初の申請期限 平成30年4月24日（火）
貸与中の義務	毎年度、成績証明書を提出していただきます。 当院主催の病院説明会や職場体験に参加していただきます。

次の点に留意してください。

- (1) 修学資金制度を利用した場合でも、敦賀市職員採用試験を受験し合格する必要があります。
- (2) 敦賀市職員（地方公務員）として勤務していただきますので、著しく成績が良くない場合や、職員として採用することができない非行があった場合は、修学資金の貸与を取消し、返還いただくこととなります。
- (3) 卒業年次に看護師等国家試験を受験し、万が一、不合格となった場合は、1回限り返還を猶予します。次の年の国家試験が不合格の場合（2回連続で不合格）の場合は修学資金を返還していただくこととなります。
- (4) 留年した場合は、次年度の1年間貸与を停止し、進級が確認できた場合に貸与を再開します。
- (5) 病院説明会や職場体験は当院の指定した日に来院いただきますが、学業等でやむを得ず欠席する場合は、日程調整の上、同等の説明や職場体験を行っていただきます。
- (6) 返還免除の要件となる敦賀市職員としての在職期間は、長期の病気休暇や育児休業等は除いて計算することとなります。

※修学資金の貸与を申請される方は、必要書類を郵送又は持参いただきますようお願いいたします。

※その他、修学資金の内容、勤務条件や福利厚生など分からない点がございましたら、次の連絡先へお問い合わせください。

（問合せ・申請先）

〒914-8502 福井県敦賀市三島町1丁目6-60

市立敦賀病院 総務企画課 修学資金担当

TEL (0770) 21-1105 (課直通)